

お知らせ

中津

この付近に放置されていた自転車・ミニバイク(以下、「自転車等」といいます。)
は、「大阪市自転車等の駐車適正化に関する条例」第10条第2項の規定
により、本市が撤去し、保管しています。自転車等の所有者等は、以下のとおり
引取りの手続きを行ってください。

1 撤去した日 11月 17日

※撤去した日から20日経過しても引取りに来られない場合は、
大阪市において処分します。

2 自転車等を保管している場所

中津 自転車 保管所

住所 大阪市 北区 豊崎 6-11-11 (新御堂筋 高架下)

電話 06-6374-2020

開設時間 午前10時 ~ 午後6時

定休日 12月29日 ~ 1月3日

3 引取りの際に必要なもの

(1) 撤去 保管料 (自転車) 3,500円
(ミニバイク) 5,000円

(2) 自転車等のカギ

(3) 本人であることが確認できるもの(運転免許証・マイナンバーカードなど)

※なお、撤去時に必要に応じてチェーン錠等は切断します。

また、車体の一部が破損する場合がありますが、いずれの場合も

責任は負いません。

大阪市・大阪府警察署